

「通いの場」とは、高齢者をはじめとする多世代が気軽に集い、ふれあいを通じて「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる場所をいいます。

本市では、市内各地域の身近な公民館や集会所、公園等で茶話会やカラオケ等の趣味活動、健康体操等が行われています。

そこで、今月号では男山Eクラブ（男山雄徳）で行われている「通いの場」の内容を紹介します。

「通いの場」

活動団体の紹介

男山Eクラブ（男山雄徳）



男山Eクラブと講師の皆さん ▶

昭和57年から活動を始め、男山雄徳にお住まいの88人が登録する男山Eクラブ。月7回のペースで開催されています。

この日は講師を招き、被災時にも役立つ耐熱ポリ袋を使った簡単料理教室に11人が参加しました。耐熱ポリ袋、湯せん用鍋、ガスコンロを使って、肉じゃがや茶碗蒸し等5品を完成。食材も調味料も袋に入れて混ぜるだけと非常に簡単で、会員の皆さんは「簡単で

美味しかった」と驚いた様子でした。普段は、健康体操教室や健康麻雀も開催しています。興味ある人は、ぜひ高齢介護課までお問い合わせください。



耐熱ポリ袋を使って茶碗蒸しを作る様子 ▶ 完成した料理を器に盛りつける皆さん



※各地域で行われている「通いの場」の内容を市ホームページにて公開中。ぜひご覧ください。



市ホームページ

☎高齢介護課 (☎983-5471)

入院による傷病手当金を支給します

国民健康保険（国保）加入者で、病気やけがによる入院で仕事を休業し、収入が減少した人に傷病手当金を支給します。

■対象者 国保加入者のうち、給与所得者および個人事業主

■申請方法 申請書等を国保医療課に郵送、または窓口へ提出してください。

※申請書は市ホームページと国保医療課で入手可。

※その他注意事項等については、市ホームページをご覧ください。国保医療課へお問い合わせください。



区分	給与所得者	個人事業主
支給対象期間	病気やけがで入院し、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から退院した日までの期間のうち、労務に就くことを予定していた期間	入院日数が3日を超える月
支給額	(直近の連続した3カ月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × 2 / 3 × 日数	1カ月あたり5万円

※申請期限は労務に服することができなくなった日から2年間。※令和9年3月31日（水）までに申請してください。

☎国保医療課国保年金係 (☎983-2962)

木造住宅の耐震性を高めるために

市内の木造住宅を対象に、耐震診断（一般診断法）を行う耐震診断士派遣事業と耐震性を向上させる改修工事に助成する耐震改修費助成事業を実施します。※各事業の募集戸数は決まり次第、市ホームページでお知らせします。

1 木造住宅耐震診断士派遣事業

京都府木造住宅耐震診断士を派遣して耐震診断を行います。

▶対象となる住宅 市内にある木造住宅で、次のAとBの両方に該当すること

A 昭和56年5月31日以前に着工された住宅もしくは平成30年6月18日の大阪府北部地震のり災証明書（一部損壊以上）が発行された住宅

B 延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供している住宅

▶自己負担額 1戸あたり3,000円
2 木造住宅耐震改修費助成事業
耐震診断の結果、評点が1.0未満

と診断された市内の木造住宅で、延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供されている住宅の耐震性能を向上させる改修工事に対し助成します。※昨年度より本格改修において、助成率と助成額が変更となっています。

▶注意事項
※丸太組構法の住宅、旧建築基準法38条認定および型式適合認定によるプレハブ工法の住宅は対象外です。
※申請前に耐震設計や耐震改修工事（簡易改修、シェルター設置を含む）の契約締結および工事着工をした場合は補助対象外です。
※申請者は住宅の所有者または居住者に限ります。また、賃貸住宅等は所有者の同意が必要です。
※市が補助金を直接業者に支払う「代理受領制度」が利用できます。
※対象となる認定シェルターについては、お問い合わせください。
※先着順で受付し、募集戸数に達し次第、終了します。

■木造住宅耐震改修費助成事業

助成事業名	助成額	対象となる住宅および工事	
		昭和56年5月31日以前に着工された住宅	平成30年6月18日大阪府北部地震のり災証明書（一部損壊以上）が発行された住宅
耐震改修費助成事業（本格改修） 耐震性能（評点）を1.0以上に向上させる改修工事に助成します。	対象工事費の5分の4（最大115万円）	○	×
耐震改修費助成事業（簡易改修） 耐震性能（評点）を向上させる改修工事に助成します。	対象工事費の5分の4（最大40万円）		○
耐震シェルター設置費助成事業 住宅の室内（主に寝室）に強固な構造物を設置し、地震により住宅が倒壊しても生命を守る空間を設置する工事に助成します。	対象工事費の4分の3（最大30万円）	○	×

申・☎申請書に添付書類を添えて、4月13日(月)～12月28日(月)午前8時30分～午後5時(正午～午後1時除く)に都市整備課(☎983-5049)へ
※申請書は、都市整備課窓口、市ホームページから入手可。